

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

1 現状

(1) 地域の災害リスク

北海道南部の日高地方の中央部からやや北西部寄りにあり、北緯42度20分から42度44分、東経142度46分から142度13分の間に位置し、東西45km、南北44km、海岸線13km、海岸からの奥行きは55km、周囲長は162.2kmとなっている。

町の面積は585.88km²で、北東部は山岳地帯、南西部は太平洋に面しており、面積の77%を森林が占め、農地は10%程度である。

集落は主に海岸線の河口平野部に形成されており、新冠川河口付近に新冠市街地、節婦川河口部及び漁港周辺に節婦市街地が形成されている。

本町における産業を産業別就業者からみると、平成22年実施の国勢調査では、第一次産業は1,182人(41.1%)、第二次産業は361人(12.6%)、第三次産業は1,241人(46.3%)となっている。

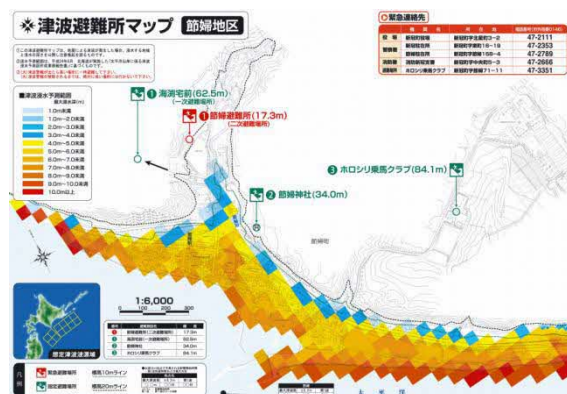
新冠町風水害等のリスク

本町は、北東に幌尻岳などの峻険な山が連なり、南西は海に面しており、その間を新冠川と厚別川が貫流している。そのため土砂の崩壊や地すべりの危険地域が多く、融雪や豪雪時には土砂の流出により、人家・道路・農地あるいは農業施設等に大きな被害を受けやすい。過去の災害記録は、ほとんどの災害が大雨に伴う被害である。

【津波ハザードマップ】

当町の津波ハザードマップによると、新冠市街地に存在する新冠川河口では9.3m、節婦町では9.5mの津波襲来が予測されている。

新冠市街地には建設業、小売業、飲食業等が多く営んでおり、節婦町では漁業などの第一次産業の小規模事業者があり、津波によって小規模事業者への大きな被害をもたらすと予測されている。



(出典：新冠町津波ハザードマップ)



(出典：新冠町津波ハザードマップ)

【主な風水災害の記録】

当町は、過去の台風や大雨での風水による災害で、多くの被害に見舞われてきた。

特に昭和56年8月の大雨、平成15年8月の台風10号では、記録的な雨量に達し沙流

川の氾濫、地滑り等により、死傷者及び家屋の全壊や農業用施設など町全体が甚大的な被害に見舞われた。

1955年（昭和30年）7月3日、夜半から強風を伴い降り続いた大雨は、新冠の多い所で一時間に200ミルを越す集中豪雨となった。翌4日早朝には、新冠川が急速に増水。山間部、沿岸部の市街地約70%が濁流の被害を覆った。

2003年（平成15年）記録的な雨量に達し沙流川の氾濫、地滑り等により、死傷者及び家屋の全壊や農業用施設など町全体が甚大的な被害に見舞われた。

同年の約2ヶ月後、今度は十勝沖地震が発生した。震度6弱を記録し、電柱が多数倒壊するなどの被害があった他、北海道の特別天然記念物に指定されている「新冠泥火山」に噴泥や地割れの現象が見られた。

【リスク発生時の注意報、警報】

注意報、警報	
洪水注意報	洪水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合
	<ul style="list-style-type: none"> ・流域雨量指数基準 厚別川流域＝1.4 新冠川流域＝1.9 比宇川流域＝1.3 里平川流域＝1.2
洪水警報	洪水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合
	<ul style="list-style-type: none"> ・流域雨量指数基準 厚別川流域＝2.4 新冠川流域＝2.4 比宇川流域＝1.9 里平川流域＝1.8
波浪注意報	風波、津波等によって災害が起こるおそれがあると予想される場合
	有義波高3m以上
波浪警報	風波、津波等によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合
	有義波高6m以上
浸水注意報	浸水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合に気象注意報に含めて発表される。
浸水警報	浸水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合に気象警報に含めて発表される。
高潮注意報	台風等による海面の異常上昇について一般の注意を喚起する必要がある場合
	（潮位：TP上）潮位が0.9m以上 （TP上：東京湾平均海面上）
高潮警報	台風等による海面の異常上昇によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合
	（潮位：TP上）浦河港潮位1.3m

（出典：新冠町地域防災計画風水害等対策計画編）

北海道による想定地震の設定

想定地震		十勝沖・釧路沖の地震	三陸沖北部の地震	500年間隔地震	
震源断層パラメータ	地震モーメント	2.86E+21	5.56E+21	9.10E+21	
	モーメントマグニチュード	8.24	8.43	8.57	
	要素断層数	563	1284	1388	
	断層面積 (km ²)	14610.23	32650.12	33834.34	
	平均すべり量 (m)	深さ0~10km	—	1.47	9.81
		深さ10~16km	—	2.05	5.75
		深さ16~32km	4.50	3.11	7.23
		深さ32km~	3.01	4.01	7.00

出典)「平成17年度津波シミュレーション及び被害想定調査業務(北海道太平洋沿岸東部・中部)報告書」,北海道総務部危機対策室防災消防課,平成18年3月

北海道による津波シミュレーションの結果

地震名		項目名	新冠川河口	節婦
津波	十勝沖・釧路沖の地震	影響開始時間 ±20cm	43分	44分
		第1波到達時間	51分	45分
		沿岸最大水位	2.3m	
津波	三陸沖北部の地震	影響開始時間 ±20cm	14分	12分
		第1波到達時間	42分	34分
		沿岸最大水位	2.8m	
津波	500年間隔地震	影響開始時間 ±20cm	43分	44分
		第1波到達時間	43分	44分
		沿岸最大水位	2.4m	
津波	※H24 想定津波	影響開始時間 ±20cm	13分	14分
		第1波到達時間	34分	37分
		沿岸最大水位	9.3m	9.5m

北海道は、「平成17年度津波シミュレーション及び被害想定業務(北海道太平洋沿岸東部・中部)」により、津波の被害を及ぼすおそれのある地震として以下の地震・津波を公表した。

また、平成23年3月東日本大震災を踏まえ、「北海道に津波被害をもたらす想定地震の再検討のためのワーキンググループ」により平成24年6月に新たな津波浸水予測図が公表されている。

※H24 想定津波は、地震を基礎とせず過去の津波堆積物データを基礎とし、津波波源モデルを設定した。津波波源を生成する断層として、沈み込む太平洋プレートと陸側プレートの境界に、幅140km、長さ420kmの短形断層を設定し、北海道沿岸側の断層面上に30km、海溝側の断層面上に35mの一律のすべり量を与えた。(資料:新冠町HPより)

新冠町における感染症リスク

新型コロナウイルスや新型インフルエンザといった感染症は、ほとんどの人がウイルスに対する免疫を獲得していないため、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念される。

新冠町におけるその他災害

当町では、これまでも地震や暴風雨による水害など数々の災害に見舞われてきた。特に平成 15 年の台風 10 号において風水害が多大な被害を及ぼした。この台風により、建物被害が 86 棟以上にのぼり、農業被害や水産などの被害合計は約 236 億円以上と莫大な被害となった。

なお、当町の気候環境は比較的内陸性を示し、最高気温は真夏でも 20℃前後、最低気温は 1 月下旬頃の厳寒期でマイナス 3.6℃と、年間を通してしのぎやすいのが特徴である。

【当町の過去における災害記録】

発生日	災害種別	災害の概要
平成 13 年 8 月 23 日	大 雨 (台風 11 号)	農業 2ha、土木 55 ヶ所、林業 7 ヶ所と多数の施設の被害。
平成 13 年 9 月 11 日	大 雨 (台風 15 号)	農地・農作物・道路など被害。公共施設等でも多数被害。
平成 15 年 8 月 9 日～10 日	大 雨 (台風 10 号)	負傷者 2 名、住宅被害 78 棟、農林水産等への被害、公共施設や道路にも被害。
平成 15 年 9 月 26 日	地 震(震度 6 弱) (十勝沖地震)	負傷者 5 名、住宅被害 27 棟、土木災害や商工業被害 22 箇所
平成 23 年 3 月 11 日	地 震(震度 4) (東日本大震災)	漁協施設被害、漁業被害 3 世帯、その他施設やインフラ等に被害。
平成 30 年 9 月 6 日	地 震(震度 5 強) (胆振東部地震)	負傷者 1 名(重症)、施設、ライフライン等に被害

(参考：新冠町地域防災計画(資料編)・北海道日高振興局 HP)

商工業者の状況

- ・商工業者数 308 人(独自データ)
- ・小規模事業者数 216 人(独自データ)

	業 種	商工業者数	小規模事業者数	備 考
商工業者	建 設 業	38	30	町内に広く分散
	製 造 業	12	9	〃
	卸 売 業	2	2	町内に分散
	小 売 業	28	22	市街地に集中
	飲 食 業	20	18	〃
	サービス業・その他	208	135	町内に広く分散(農業含)

これまでの取組

1) 当町の取組

項 目	年 月	備 考
新冠町防災会議条例	S37.12	
新冠町地域防災計画	H25.6	(風水害、地震、事故災害対策計画)
防災訓練の実施	R1.10	防災訓練の実施
防災備品の備蓄	—	備蓄食料(アルファ米・ミキサー粥等)
新型インフルエンザ等 対策行動計画の策定	H27.4	

2) 当会の取組

項 目	年 月	備 考
商工会BCP策定セミナーの実施	R1. 9. 10. 11	日高西部商工会広域連携協議会
防災対策について対応	R2. 9	防災備品確認、重要データの保存方法の確認
事業継続力強化BCPセミナー (事業者向け)の開催	R2. 12	9名(5事業者)参加

2 課題

- ・緊急時の取組についての定めが漠然としており、協力体制の重要性について具体的な体制やマニュアルが整備されていない。
- ・実施推進体制の構築及び責任者の強いリーダーシップの下での推進が必要となるが、ノウハウをもった人員が十分にいない。
- ・支援計画の考え方や内容が職員間で浸透するための訓練や教育が行われていない。
- ・地区内小規模事業者に対する感染症対策の周知が十分になされていない。
課題としては、予防接種の推奨や感染拡大時に備えたマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策としての保険の必要性の周知などがある。

3 目標

- ・地域内小規模事業者に対し自然災害リスクや感染症等のリスクを認識させ、事業継続力強化計画策定の必要性を周知する。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、当商工会と当町との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また、域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。
- ・成果目標

業 種	商工業者数 (独自データ)	小規模事業者数 (経済センサス)	策定目標 (事業継続力強化計画)				
			R3	R4	R5	R6	R7
建 設 業	38	30	2	2	2	2	2
製 造 業	12	9	1	1	1	1	1
卸 売 業	2	2	1	0	1	0	0
小 売 業	28	22	1	2	1	2	1
飲 食 業	20	18	1	1	1	1	2
サービス業・その他	208	135	1	2	2	2	2
合 計	308	216	7	8	8	8	8

※策定目標については、当商工会における人員体制を考慮したうえで、浸水地域並びに土砂災害警戒区域を優先し、本計画期間において39者の小規模事業者が策定するよう設定した。

※2期目以降は、策定する小規模事業者数を増加し、おおむね3期(15年間)で地域の小規模事業者すべてが策定するように設定していく。

・実施目標

項目	目的	目標	
事前対策の必要性を周知	地区内小規模事業者に対し災害リスク・感染症等リスクを認識させるとともに、事前対策としての計画策定の重要性を認識できるBCP策定セミナーを開催し、小規模事業者のBCP策定に繋げる	セミナー開催 巡回訪問時による周知	年1回
計画策定の支援に向けた内部体制の強化	事業継続力強化計画策定希望事業者へ円滑に支援するため職員のBCP（事業継続計画）策定に関する知識取得と専門家との連携や意思疎通を図り、BCP策定希望事業者の支援を行う。	職員会議及び勉強会の開催	年1回
保険・共済普及に向けた体制づくり	保険・共済に対する助言・加入手続きを行うため、勉強会による職員の育成と連携を図る	職員会議及び勉強会の開催	年1回
連携体制の推進	組織内や関係機関と発災後・感染症発生時に速やかな復興支援策が行える体制構築	連携会議開催	年1回

4 その他

- ・経営発達支援計画評価委員会に合わせて事業継続力強化支援計画評価委員会を年1回開催し、事業に対する評価及び状況や環境の変化による計画の見直しを行う。
- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに北海道経済部中小企業課へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

5 事業継続力強化支援事業の実施期間 (令和3年4月1日～令和8年3月31日)

6 事業継続力強化支援事業の内容

- 当商工会と当町の役割分担及び体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

新冠町	新冠町商工会
防災関連の情報提供	セミナー・個別相談会の開催事業
事業継続力強化計画策定に係る 助言・指導	継続力強化計画策定支援・ フォローアップ
災害等リスクの周知	
関係団体との連携	
防災訓練の実施	
応急対策時の対策及び復旧支援	

(1) 事前の対策

- 事業継続力強化支援計画を商工会と行政が共有することにより、自然災害発災時や感染症発生時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。
- 日常的に災害の発生に備える意識を高め、自ら防災対策を実施するとともに、商工会内部における職員会議及び勉強会の開催により、職員間の情報共有並びに連携を図る。

ア. 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- 巡回経営指導及び窓口相談業務の際、過去における災害記録やハザードマップ等を用いながら、事業所の現状と災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策の重要性について説明を行う。
- 商工会が発行する会報やホームページ、各会合等において本計画を公表するほか、「事業継続力強化計画」の重要性や、策定した際の支援措置などの紹介を行う。
- 事業継続力強化の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーを実施する。
- 新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応する事を周知する。
- 新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染症拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策につながる支援を実施する。
- 事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

イ. 商工会自身の事業継続計画の作成

- 当商工会は、令和2年10月に事業継続計画を策定

ウ. 関係団体等との連携

- 災害リスクに関しての対策として必要とされる、休業補償や損害保険、事業活動保険などに関しての専門家を派遣依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや保険内容の紹介等を実施する。
- 感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。

- ・関係機関への普及啓発ポスターの掲示、セミナー等の共催依頼を行う。
- ・事業継続力強化計画の策定や策定後の見直しなどを定期的に点検が行えるように事業継続力計画策定セミナー、策定後の見直し相談会の実施を行う。

エ. フォローアップ

- ・小規模事業者の事業継続力強化計画等の取組状況の確認（年1回実施）

業種	商工業者数 (独自データ)	小規模事業者数 (経済センサス)	策定件数					フォローアップ回数				
			R3	R4	R5	R6	R7	R3	R4	R5	R6	R7
建設業	38	30	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
製造業	12	9	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
卸売業	2	2	1	0	1	0	0	1	0	1	0	0
小売業	28	22	1	2	1	2	1	1	2	1	2	1
飲食業	20	18	1	1	1	1	2	1	1	1	1	2
サービス業・その他	208	135	1	2	2	2	2	1	2	2	2	2
合計	308	216	7	8	8	8	8	7	8	8	8	8

- ・事業継続力強化支援計画評価委員会において、状況確認や改善点等について年1回協議し、本計画に記載した事業の実施状況及び評価検証を行う。また、評価結果はHPへ掲載することで地域の小規模事業者等が常に閲覧可能な状態とする。

オ. 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（震度6弱の地震）が発生したと仮定し、当町地域防災計画を基に連絡ルート等の確認を行う。

実施時期	商工会館防災訓練と合わせて年1回実施
訓練内容	発災後の連絡手段等の確認 発災後の指示命令系統・連絡体制の確認
訓練連携先	新冠町企画課商工労働観光係

カ. 発災時における被害報告基準について

- ・被害認定基準及び被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法については、あらかじめ当町産業観光課と協議し、策定する。

(2) 発災後の対策

- ・自然災害等による発災時には、自身の安全確保、人命救助を第一とする。そのうえで、次の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関と連携した行動に繋げる。

ア. 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後3時間以内に携帯電話等を活用して職員とその家族の安否確認を行う。
連絡方法の優先順位 ①電話 ②メール（ショートメール・Eメール等）
③SNS（LINE・メッセージ）
- ・安否確認後、近隣の大まかな被害状況、業務従事の可否についてSNSのグループ機能等を活用し、情報の共有を行う。
- ・管轄保健所による指導や新型インフルエンザなど対策特別措置法による、道知事からの感染防止に必要な協力要請に基づき、新冠町商工会による感染対策を行う。

イ. 応急対策の方針決定

- ・新冠町災害対策本部の方針に従い、当町企画課と連携をとり実施に向けた役割分担・スケジュールの作成を行う。また、職員自身の目視で命の危険を感じる自然災害等の状況の場合は出勤せず、まず自身の安全を確保し、安全確保がされた後に出勤する。

・ 配備体制及び被害規模の目安は下記を想定する。

種別	配備の時期	配備要員
出動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広域にわたる災害の発生が予想される場合、若しくは被害が甚大であると予想される場合 ・ 町内に震度 6 弱以上の地震が発生したとき ・ 予想されない重大な災害が発生したとき ・ 気象特別警報が発表されたとき 	全職員
警戒	<ul style="list-style-type: none"> ・ 局地的な災害の発生が予想される時又は災害が発生したとき ・ 町内に震度 5 弱又は 5 強の地震が発生したとき 	経営指導員 補助員 記帳専任職員
準備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 気象業務法に基づく気象に関する防災気象情報が発令され、災害の発生が予想される時 ・ 町内に震度 4 の地震が発生したとき 	経営指導員

・ 本計画により、当商工会と当町は、被害状況等を下記により共有する。

発災後～1週間	1日に3回共有する
1週間～2週間	1日に2回共有する
2週間～4週間	1日に1回共有する
1ヶ月以降	2日に1回共有する

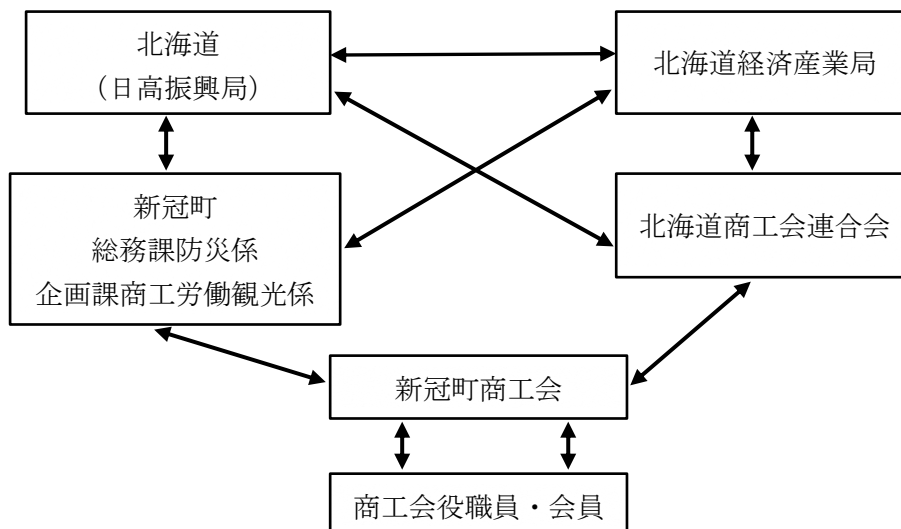
・ 当町で取りまとめた「新冠町新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

(3) 発災時における指示命令系統・連絡体制

- ・ 自然災害等発生時に、被害を最小限に防止するため迅速かつ強力な指示命令系統・連絡体制を構築する。
- ・ 二次災害発生への恐れのある個所に対して、情報を共有し報告体制を整備することで発生防止措置に繋げる。
- ・ 当商工会は原則、被害状況確認報告書にて、メールまたはFAX等により情報共有又は報告を行う。
- ・ 被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定については、あらかじめ町と定めた方法により確認する。
- ・ 当商工会と当町が共有した情報について、道の災害情報報告取扱要領に基づき指定する方法にて、日高振興局及び北海道商工会連合会に報告する。
- ・ 被害状況確認報告書様式

事業所名	住所	業種	被害額	被害状況（建物・機械設備・商品など詳細に記載）
1				
2				
3				

・災害情報等報告取扱要領の報告方法



(4) 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

- ・地域内小規模事業者等の被害状況について、あらかじめ町と定めた方法により確認する。
- ・相談窓口の開設について当町と相談し、安全性が確認された場所に設置する。
- ・被災事業者を対象にした補助制度等の施策について、地域内小規模事業者等へ周知する。
- ・損害保険、各種給付金や補助制度等の申請手続きの支援を行う。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

(5) 地区内小規模事業者に対する復興支援

- ・新冠町の方針に従って復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を実施する。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を北海道や北海道商工会連合会に相談する。

(6) その他

- ・本計画は、新冠町・新冠町商工会のHP及び広報誌や各会合等において公表し、支援小規模事業者に対する防災・減災対策についての周知を広く行うこととする。
- ・本計画内容に変更が生じた場合は、速やかに北海道経済部中小企業課へ報告する。

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制		
(令和 2 年 12 月現在)		
1 実施体制 (商工会と関係市町村の共同体制)		
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 新冠町商工会 法定経営指導員 補助員 記帳専任職員 記帳指導員 事務職員 </div>	<div style="position: relative; height: 100px;"> <div style="position: absolute; top: 0; left: 50%; transform: translate(-50%, -50%);">連 携</div> <div style="position: absolute; bottom: 0; left: 50%; transform: translate(-50%, 50%);">連絡調整</div> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 新冠町 企画課 商工労働観光係 総務課 防災係 </div>
2 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第 5 条第 5 項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制		
(1) 当該経営指導員の氏名、連絡先 経営指導員 森永 一 (連絡先は下記 3 (1) 参照)		
(2) 当該経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度 等) ※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 本計画の具体的な取組の企画・立案し、実行する。 ・ 本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップを 1 年に 1 回以上実施する。 		
3 商工会、関係市町村連絡先		
(1) 商工会 新冠町商工会 〒059-2401 北海道新冠郡新冠町字本町 4 4 番地 Tel : 0146-47-2421 Fax : 0146-47-3596 E-mail : contact@niikp.info		
(2) 関係市町村 新冠町企画課商工労働観光係 〒059-2403 北海道新冠郡新冠町字北星町 3 番地の 2 Tel : 0146-47-2111 Fax : 0146-47-2600 E-mail : teijyu@niikappu.jp		
4 その他		
・ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに北海道経済部中小企業課へ報告する。		

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

1 必要な資金の額

(単位 千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
必要な資金の額	170	170	170	170	170
・ 専門家派遣費	100	100	100	100	100
・ セミナー開催費	50	50	50	50	50
・ パンフ、チラシ作成費	10	10	10	10	10
・ 防災、感染症対策費	10	10	10	10	10

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

2 調達方法

調達方法
会費収入、新冠町補助金、道補助金、事業収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

